五　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　入国警備官採用試験

六～十四　（略）

十五　対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安官採用試験

十六　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安大学校学生採用試験

十七　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安学校学生採用試験

4　（略）

（採用試験の区分）

第四条　前条第一項及び第二項並びに第三項第二号から第五号まで、第十一号、第十三号及び第十七号に掲げる採用試験は、別表第一の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。

2・3　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
法務省専門職員（人間科学）採用試験	矯正心理専門職A	一　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職のうち、主として少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における男子の受刑者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
	矯正心理専門職B	二　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職のうち、主として少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における女子の受刑者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
	法務教官A	三　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職のうち、主として少年院における男子の在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における男子の受刑者の改善指導及び教科指導に関する業務に従事することを職務とする官職
	法務教官A（社会人）	

五　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　法務省専門職員（人間科学）採用試験

六～十四　（略）

（新設）

十五　対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安大学校学生採用試験

十六　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安学校学生採用試験

4　（略）

（採用試験の区分）

第四条　前条第一項及び第二項並びに第三項第二号から第五号まで、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる採用試験は、別表第一の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。

2・3　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
入国警備官採用試験	警備官	対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職
	警備官（社会人）	
法務省専門職員（人間科学）採用試験	矯正心理専門職A	一　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職のうち、主として少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における男子の受刑者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
	矯正心理専門職B	二　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職のうち、主として少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における女子の受刑者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
	法務教官A	三　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職のうち、主として少年院における男子の在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における
	法務教官A（社会人）	